☆☆新型コロナウイルス感染症ニュース　第 64 号　2021.4.19☆☆

仙台市内におきまして「まん延防止等重点措置」が適用された後は少しずつ新規感染者が減少傾向にあります。しかしながら医療機関や関係各所におきましてはまだまだ厳しい状況が続いております。また、今週から医療従事者向け新型コロナワクチン接種が開始となり、ますます先生方にご協力やご助言をいただくことが多くなると思われます。今号は新型コロナワクチン事業や令和３年度の補助金につきご紹介します。

「新型コロナワクチン接種事業」について

今週から接種対応医療機関へのワクチンの配送が開始され、開業医院等での接種事業が本格的に始まります。内容は各接種医療機関へ紙面が通知されており、特に混乱しやすいと思われる注意点を挙げます。

- 高齢者施設等での接種は「高齢の一般市民向け接種」の一環です。今のところ**市**から**届けられるシリンジでは１V で 5 回接種**となります。将来的には 6 回接種用のものが届けられることはあります。
- 医療従事者接種用ワクチンは**県**から 6 回接種用シリンジとともに届けられます。ただし当初配られるシリンジは**報道等で見慣れた押し子が凸型になっているものではなく**、平坦な形状となっていても、同時に配られる**針との組合せにおいて死腔が少なく 6 回接種可能**とのことです。接種前にご確認ください。
- **一般市民向け、医療従事者向け**、また被接種者の**住所が仙台市**か**市外**かで、接種後の事務処理に違いがあります。ご確認ください。
- いずれも接種後、V-SYS へ接種人数と廃棄バイアル数の入力は必要です。
- 余剰や当日キャンセルによるワクチンの廃棄を減らすため、「医療従事者用ワクチンの一般市民（高齢者）への接種」、「一般市民用ワクチンの医療従事者への接種」の**転用は可能**ですが、あくまで廃棄を避けるための対処であり、極力当初の対象者に接種できるようご配慮をお願い申し上げます。

仙台市の感染拡大防止事業について

仙台市独自の**新型コロナウイルス感染症拡大の防止策**の一つとして、下記事業が開始、あるいは計画されております。以下の事業に**直接医師会として参加、あるいは協力を求められてはおりません**が、以下内容について、医師会員の方にご承知おきいただきたく紹介いたします。

1. **高齢者施設等の職員への定期検査**；高齢者施設等でのクラスター発生を防ぐなどの目的で、無症状の検査希望職員を対象に、最大週一回の**抗原検査**が行われます。抗原検査で陽性となった場合、**感染を判断するために医療機関で診察や PCR 等検査が必要**となります。かかりつけ医療機関、あるいはコールセンターからの紹介でこのような「無症状だが抗原検査で陽性」となった患者さんから診察依頼があることが予想されます。この場合、状況から感染が疑わしいと判断して**保険診療**での**行政検査**扱いも可能です。
2. **飲食店従業員を対象とした PCR 検査**の実施について；仙台市では検査機関（楽天）と提携して、飲食店従業員の希望者を対象に、最大月に一回程度の唾液 PCR 検査を予定しております。ただし、検査結果の判定は医療機関で行われることが必要であり、仙台市あるいは楽天より個別医療機関へ検査結果の判定（必要時の**検査結果票の発行**や、**陽性時の保健所への届け出**など）を**依頼されることがある**とのことです。この検査は保健所で精度が認められており、陽性であれば再度 PCR 検査を行う必要はないとのことです。

「新型コロナウイルス感染症への対応状況報告会」の開催について

先日、医師会員宛に紙面通知されておりますが、4 月 21 日(水)19：00～オンライン（Zoom）により、標記報告会が開かれます。医師会としての新型コロナウイルス感染症対策の現状についてご理解いただき、なお一層のご協力をお願い申し上げます。

・　全体報告

・　各事業報告

（１）　宿泊療養施設のオンコール当番体制について

（２）　自宅療養者の健康管理体制について

（３）　ＰＣＲ検査の拡充について

・ドライブスルーＰＣＲ検査の運営

・開業会員の医療機関での検査数拡充

（４）　高齢者施設への医療支援・嘱託医のサポートについて

（５）　コロナ禍・ポストコロナの精神保健対策について

（６）　コロナワクチン接種事業について

「令和３年度（令和２年度からの繰越分）発熱患者の外来診療・検査体制確保事業実施医療機関支援事業」

令和２年度に発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の交付決定を受けた診療・検査医療機関で事業実績報告書による事業費が交付決定額よりも上回る場合の医療機関において、診療・検査医療機関の想定よりも患者数が下回る等の理由により、補助金の事業実績報告書による事業費が交付決定額よりも上回る場合に支給されます。

補助金は、令和２年度に発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の令和２年度実績報告書の事業費から交付決定額を差し引いた額となります。

補助金の交付申請書は厚生労働省ホームページからダウンロードしてください

（ URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00012.html ）

「令和３年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」

１.**「令和２年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けていない医療機関**では、院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関で補助金の申請ができます。

２.**「令和２年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けた医療機関**につきましては、**申請日以降に新たに診療・検査医療機関の指定を受けた医療機関**であって、同補助金の補助基準額（上限額）が 100 万円より低い医療機関です。

補助の対象経費はいずれも**令和３年４月１日から令和３年９月 30 日**までにかかる新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費です。本補助金は令和３年度の補助金であり、令和２年度の経費は対象になりません。

補助金額や申請書類など詳細は、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

（URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html）

提出期限：令和３年９月 30 日（当日消印有効）

問合せ先：厚生労働省医療提供体制支援補助金 コールセンター 電話：０１２０－３３６－９３３ （平日 9:30～18:00）

ニュース部より （64号担当　大和　一美）

今週から医療従事者向け新型コロナワクチン接種が開始となり、医師会としてより一層の連携強化を図っております。前号でもご報告いたしましたが、ワクチン接種にかぎらず、宿泊療養施設のオンコール当番や自宅療養者に対する医療的支援などにおいては会員の皆さまのご協力も必要です。日々の診療でお忙しいと思いますが何卒よろしくお願い申し上げます。

仙台市医師会へのご意見・ご質問等はFAX、メールでお願いいたします。